

審査基準整理票

処分名	特別児童扶養手当の受給資格の認定		
根拠法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）		（条項）第5条第1項
基準法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）		（条項）第2条第1項及び第5項、第3条 （条項）第1条第3項 別表第3
所管部署	福祉部 障害福祉課 認定審査係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 文書の名称 【】・ 掲載図書等【】・ 内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>特別児童扶養手当の受給資格の認定は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に該当する障害がある特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に該当する障害児を監護又は養育している者で、同法第3条に該当することを基準とする。</p>			

参考

【根拠法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律
(認定)

第五条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長)の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

【基準法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律
(用語の定義)

第二条 この法律において「障害児」とは、二十歳未満であつて、第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

・・・(中略)

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

(支給要件)

第三条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する(その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。

2 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者(当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者)に支給するものとする。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

(法第二条第二項、第三項及び第五項の政令で定める程度の障害の状態)

第一条

3 法第二条第五項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三に定めるとおりとする。

別表は別添のとおり

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。

別表第三(第一条関係)

一級	一	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
	三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	四	両上肢の全ての指を欠くもの
	五	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	七	両下肢を足関節以上で欠くもの
	八	体幹の機能に座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	九	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	十	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	十一	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級	一	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
	三	平衡機能に著しい障害を有するもの
	四	そしやくの機能を欠くもの
	五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	六	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	七	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	九	一上肢の全ての指を欠くもの
	十	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	十一	両下肢の全ての指を欠くもの
	十二	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	十三	一下肢を足関節以上で欠くもの
	十四	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

	十五	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	十六	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	十七	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 [別表第一](#)の備考と同じ。